

海老名市事業系ごみ減量化基本方針

令和元年5月
海老名市

—目次—

はじめに.....	1
1 これまでの経緯.....	2
(1) ごみ減量化策について	
(2) ごみ減量化策の審議経過について	
2 海老名市の事業系ごみの現状.....	3
(1) 事業系ごみ処理の流れ	
(2) ごみ焼却量	
(3) 事業系ごみ排出量の推移	
(4) 組成分析結果（ごみの内容物検査）	
3 海老名市の事業系ごみ処理の課題と減量の目的.....	8
(1) 事業系ごみ処理の課題	
(2) ごみ減量化の目的と効果	
4 事業系ごみ減量化策について.....	10
(1) 啓発・指導	
(2) 支援策	
(3) その他	
5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項.....	16
(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底	
(2) 外国人経営者等への対応方法	
(3) 効果の検証	
6 事業系ごみ減量化策の実施時期について.....	17

はじめに

平成 15 年 3 月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受けて、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）では、法に基づく一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）を策定し、計画目標年度（平成 39 年度）までに三市のごみ焼却量を平成 12 年度比約 30%削減を目標に定め、その達成に向けたごみの減量化策、資源化策を図ってまいりました。

しかしながら、減少していたごみ焼却量が平成 26 年度以降三市ともに横ばいまたは増加傾向に転じたため、更なるごみの減量化・資源化を各市において早急に進めることが喫緊の課題になっています。

本市の事業系ごみについては、一廃計画において、平成 39 年度までに、その排出量を 5,145 トンにすることを目標値に定めておりますが、近年のまちの賑わいの創出などにより、平成 22 年度からその量も年々増加し、一廃計画に定める目標値と乖離が生じている状況です。

このような状況と並行して、高座清掃施設組合で新たなごみ処理施設が平成 31 年 4 月から稼働しており、施設やその周辺住民へ与える負担をできる限り軽減させるためにも、これまで以上に事業系ごみの減量化・資源化を図っていかねばなりません。

このように、早急な事業系ごみの減量化が求められる中、平成 29 年 5 月に環境審議会へ「事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について」諮問し、平成 31 年 2 月に答申をいただきました。

答申には、さらなるごみの減量化に向けて、排出事業者に対するきめ細やかな指導・啓発に取り組むとともに、事業者が自主的にごみの減量化や資源化、適正排出に取り組みやすくなるような市の支援も必要であるという内容が盛り込まれています。

本市では、この答申を踏まえ、減量化に関する方向性を示した「事業系ごみ減量化基本方針」を策定し、家庭系ごみと同時期に事業系ごみの減量化が図れるように取り組みます。

1 これまでの経緯

(1) ごみ減量化策について

本市では、これまでも事業系ごみの減量化を図るため、様々な減量化策を適宜実施してきました。

近年の主な減量化策は表1のとおりです。

表1 海老名市の清掃年表

年 度	経 過
平成 14 年	高座清掃施設組合搬入手数料改定(18 円/kg⇒21 円/kg)
平成 15 年	・ 生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ及び補助対象者の拡大 (市内に事業所を有する者が対象として追加) ・ 多量排出事業所の基準改定 (毎月 10t⇒5t、年 120t⇒60t)
平成 18 年	多量排出事業所の基準改定 (毎月 5t⇒1t、年 60t⇒12t)
平成 21 年	大型生ごみ処理機モデル事業開始 (市内集合住宅 2 箇所)
平成 22 年	・ 生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(電動式) ・ 高座清掃施設組合搬入手数料改定(21 円/kg⇒25 円/kg)
平成 26 年	・ 生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(非電動式) ・ 市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始 (市庁舎、保育園)
平成 28 年	市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始 (保育園 2 園)

(2) ごみ減量化策の審議経過について

本市における事業系ごみ減量化に関する主な審議経過は表2のとおりです。

表2 ごみ減量化策審議経過

年 月	経 過
平成 28 年 10 月	三市首長間で、ごみ減量化が喫緊の課題であるという共通認識が図られる。
平成 29 年 5 月	環境審議会に「事業系ごみの減量化策 (適正排出含む) について」諮問
平成 29 年 10～11 月	市長タウンミーティング (ごみ減量化等がテーマ)
平成 30 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画改定
平成 30 年 9 月	市長タウンミーティング
平成 31 年 2 月 27 日	海老名市環境審議会 答申
平成 31 年 3 月	海老名市事業系ごみ減量化基本方針(案)策定
平成 31 年 4 月	基本方針(案)に対するパブリックコメントの実施
令和 元年 5 月 21 日	海老名市事業系ごみ減量化基本方針を決定

※環境審議会とは…市の環境基本計画や廃棄物対策等の環境施策について、審議・調査を行うための組織。学識経験者や市内企業や団体に属する方、環境分野の知識がある市民公募の方など12名の委員で構成。

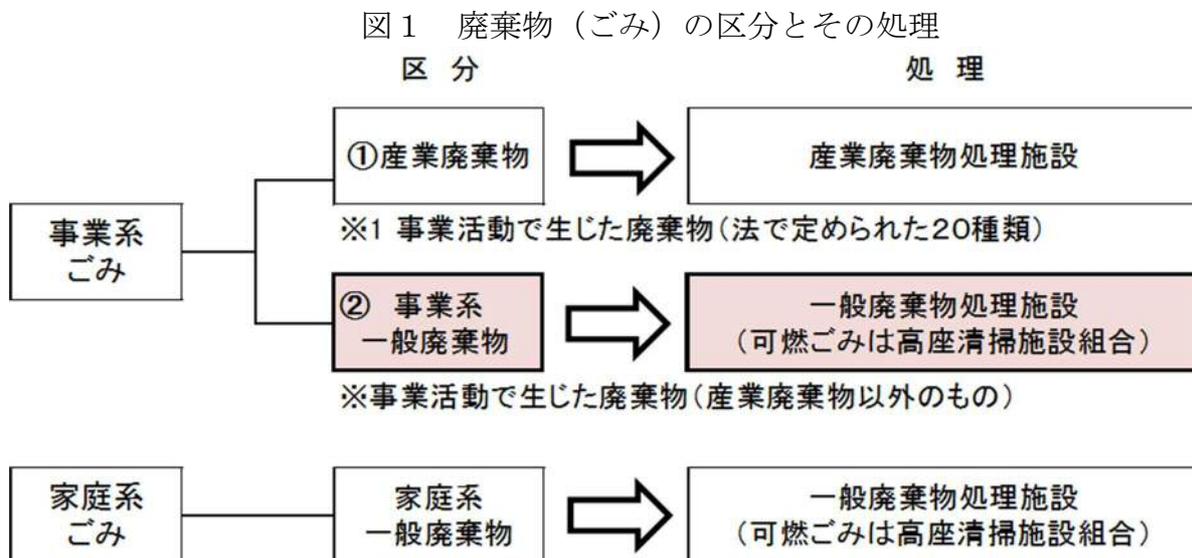
2 海老名市の事業系ごみの現状

(1) 事業系ごみ処理の流れ

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号。以下、「廃棄物条例」という。）を制定し、その中で事業活動に伴って発生する廃棄物の減量に努めること、適正に処理することが事業者の責務であると定めております。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大分類されます。

事業所から排出される廃棄物は、図1のとおり「①産業廃棄物」と「②事業系一般廃棄物」に区分され、高座清掃施設組合には「②事業系一般廃棄物」が搬入され、焼却処理されています。



（※1）【産業廃棄物の種類】

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する事業所が限定されるもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動物系固形不要物 ⑰動植物性残さ ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳汚泥等のコンクリート固化物など、上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの	

一廃計画では、事業系一般廃棄物の処理は、一般廃棄物収集運搬業者として市の許可を受けるか、許可を受けた業者に収集とその処理を依頼することとしており、これにより、排出事業者が処理費用を自己負担する仕組みになっています。

(参考)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(抜粋)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、(中略) その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例】(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清掃の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

【一般廃棄物処理基本計画】(抜粋)

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理方法は、事業者が所在している市の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けるか、または許可を受けた業者にごみの収集を依頼して組合施設に搬入することとしており、種類や量の多少にかかわらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。

(2) ごみ焼却量

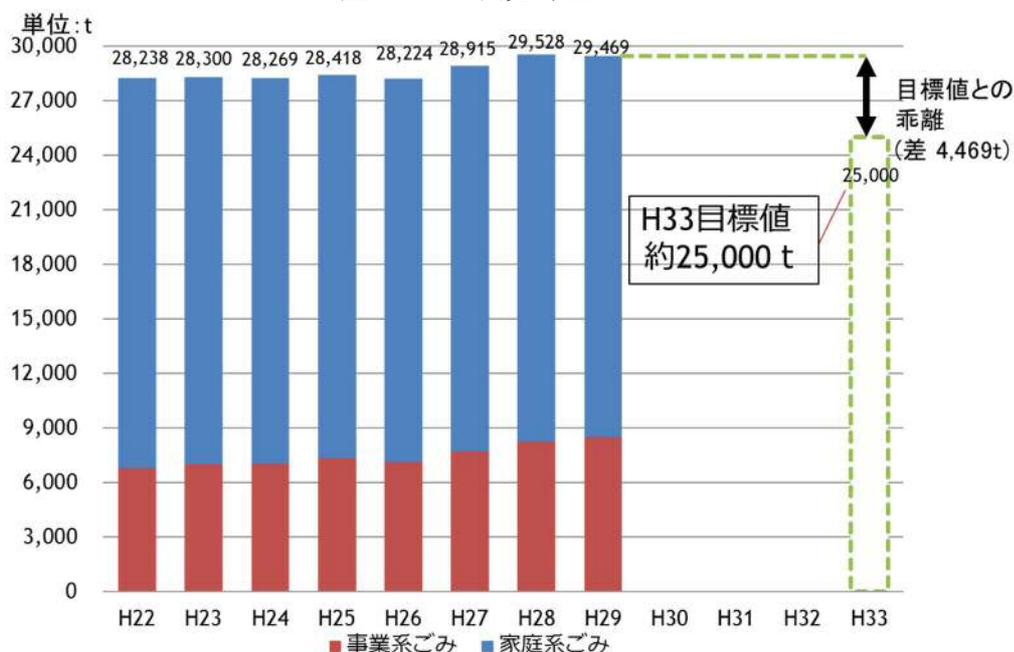
高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一廃計画の中で、本市では平成 39 年度までに家庭系ごみや事業系ごみ、し尿処理等の残渣などを合わせた年間焼却量の目標値を、平成 12 年度の年間焼却量 32,980 トンに対し、約 26% 減の年間約 24,000 トンとしています。

年間焼却量の目標値	
平成33年度(中間目標)	⇒約25,000t/年 (平成12年度比約25%削減)
平成39年度(計画目標)	⇒約24,000t/年 (平成12年度比約26%削減)

図 2 に示すとおり、本市のごみの年間焼却量は平成 22 年度から増加傾向で推移しています。平成 29 年度実績では、前年比で微減とはなっているものの、平成 33 年度の中間目標値に対し、約 4,500 トンの乖離が生じております。

また、ごみ焼却量に対する家庭系ごみ量と事業系ごみ量の比率は、各年度間における多少の差はあるものの、家庭系ごみが約 7 割、事業系ごみが約 3 割となっています。

図 2 ごみ焼却量



※ごみ焼却量（高座清掃施設組合で燃やした量）は、三市のごみ搬入量に応じた按分計算で算出しているため、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計値とごみ焼却量の数値は合致していません。

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの年間排出量は図3のとおりであり、平成22年度から年々増加しております。仮に現在のごみ量で推移した場合、一廃計画で定める平成33年度中間目標値に対し、約3,400トンの乖離が生じることになります。

また、表3に示す近年の海老名市の事業所数・従業者数の推移を見ると、サービス業等の第3次産業が増加傾向で推移しています。

図3 事業系ごみ排出量

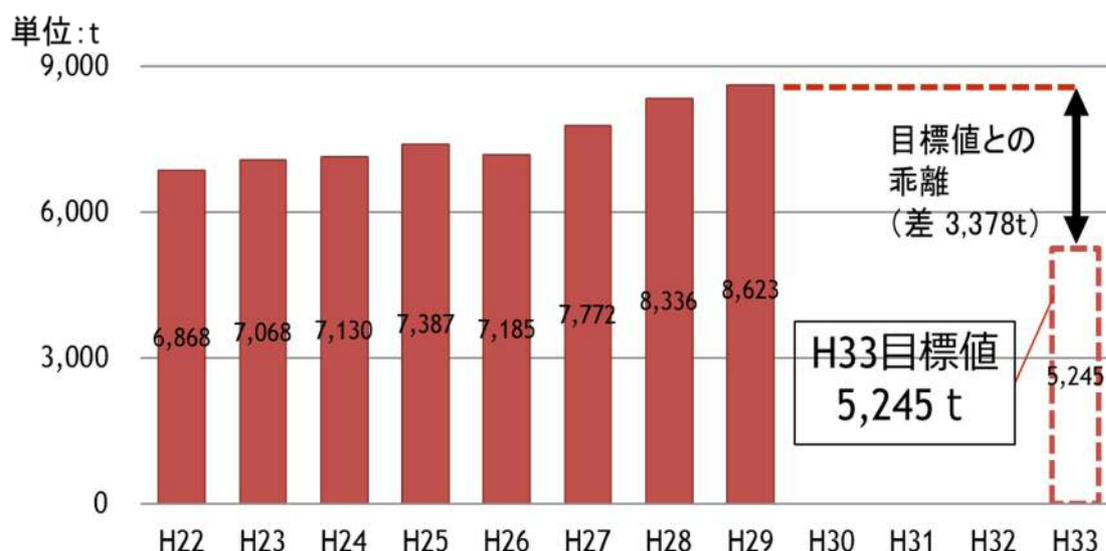


表3 産業別事業所数・従業者数

産業区分	事業所数				従業者数			
	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
第1次産業	12	11	11	10	73	45	73	49
第2次産業	713	645	675	644	11,972	15,703	12,405	11,483
第3次産業	3,614	3,339	3,675	3,744	44,162	38,168	47,370	47,068
総数	4,339	4,055	4,361	4,398	56,207	53,916	59,848	58,600

(出典) 統計えびな、経済センサス基礎調査・活動調査

(4) 組成分析結果（ごみの内容物検査）

平成 28 年度に本市で実施した事業系ごみの組成分析の結果は、図 4 で示すとおりです。全体の重量比で厨芥類（未利用食品、調理くず）が約 44%、資源化可能な紙類が約 18%、草木類が約 4%、本来産業廃棄物として処理される廃プラスチック類（容プラ、その他プラ）が約 13%含まれています。

なお、図 5 で示すとおり一廃計画に記載されている組成分析結果を見ても、厨芥類（未利用食品含む）が約 26%、紙類（紙製容器包装、資源化可能なその他紙類）が約 25%、草木類が約 7%、廃プラスチック類が約 24%となっており、市が実施した組成分析結果同様に資源物や産業廃棄物の混入割合が高いという結果になっています。

図 4 市で実施した組成分析結果（事業系ごみ）

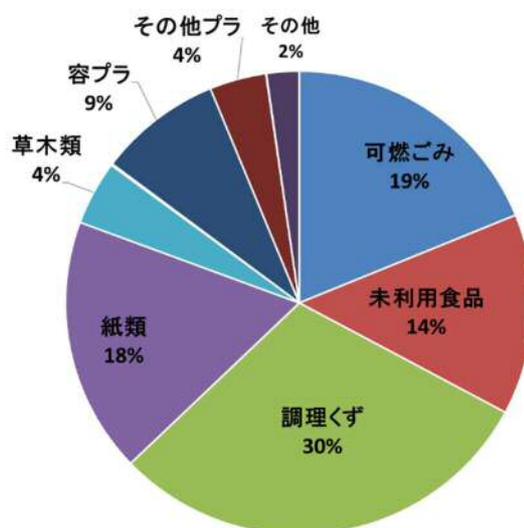
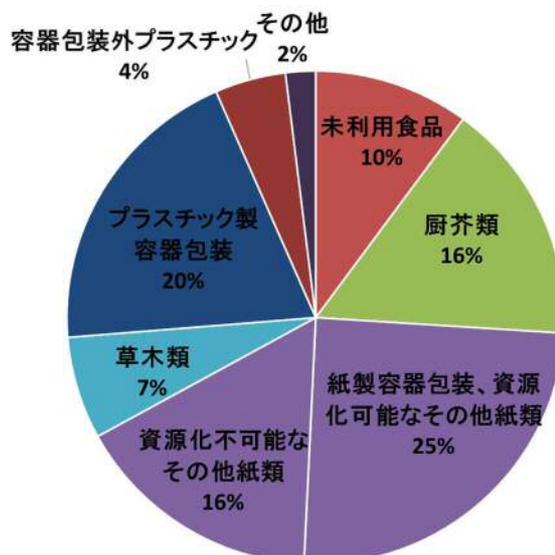


図 5 一廃計画改定に伴い実施した組成分析結果（事業系ごみ）



3 海老名市の事業系ごみ処理の課題と減量の目的

(1) 事業系ごみ処理の課題

平成 33 年度の事業系ごみ排出量の間目標値 (5,245 トン) 達成には、平成 29 年度実績 (8,623 トン) から約 3,400 トン減量する必要がありますが、市で実施した組成分析の結果を見ますと、資源化可能な紙類、草木類が約 22%、産業廃棄物となる廃プラスチック類が約 13%混入しており、分別の徹底や適正排出等により、ごみの排出量を目標値まで減らせる余地があります。

しかしながら、事業系ごみは、業種・業態・事業規模などによってごみの排出量や排出品目が異なることから、統一した減量化策で一律の効果を得ることが難しいという課題もあり、排出事業者個々の状況に応じた対応が求められます。

また、排出事業者の中には、人員不足、廃棄物保管場所や分別スペース不足などという理由から、未分別のまま収集運搬業者に収集依頼したり、地域のごみ集積所に不適正に排出し、市の指導を受けるなど、ごみ処理に関する意識が希薄な例も見受けられます。

収集運搬業者に関する課題としては、各社が保有する車両台数や収集ルートによって分別収集の対応、さらには資源物の取り扱い品目が業者によって異なることが挙げられます。

今後、上記課題を踏まえた、事業系ごみの減量化策を検討する必要があります。

(2) ごみ減量化の目的と効果

①焼却施設への負担軽減

ごみの焼却処理は、焼却施設で安定した処理を継続させる必要があるため、施設への負担が過度にならないようにしなければなりません。

そのような中、三市のごみ処理施設である高座清掃施設組合は、焼却施設の老朽化に伴い、同敷地内に新たな施設を建設し、平成 31 年 4 月より稼働しております。

ごみの減量を継続することは、焼却施設へ与える負担を将来にわたって軽減することになり、焼却費用や保守等のランニングコストの削減はもとより、施設の延命化にも繋がります。

②近隣住民の負担軽減

高座清掃施設組合は、昭和 42 年の稼働から海老名市本郷に所在しています。

そのため、近隣住民には、約半世紀に渡って騒音・振動・臭気など生活環境への影響や健康面への不安などを与えてきており、同敷地内で施設の更新がされたことから、施設近隣住民への負担軽減となるような方策を引き続き講じていか

なければなりません。

さらに、施設更新に当たり、近隣住民と「ごみの減量化」、「搬入車両の減少」を一つの条件として合意に至っていることや、施設所在市としても、さらなるごみの減量化に率先して取り組んでいく必要があります。

③環境負荷軽減の効果

ごみの減量化、資源化の推進により、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出抑制にも寄与できます。

④次世代への負担軽減

課題を先送りすることなく、将来を見据えた対策を講じることで、次世代への負担が軽減できます。

4 事業系ごみ減量化策について

本市の事業系ごみ排出量は、まちの賑わいの創出等により、平成 22 年度から年々増加しております。

事業系ごみの組成分析の結果を見ると、資源物や産業廃棄物（特に廃プラスチック類）の混入が見られ、分別の徹底によりさらなる減量の余地はあると考えます。しかしながら、家庭系ごみとは異なり、各事業所のごみ量や排出品目の割合は、事業規模や業種・業態、景気等に大きく左右されるため、統一した減量化策で一律の効果を上げることは難しい状況にあります。

そのため、排出事業者個々の特性に応じた対応が求められ、全ての事業者を対象にごみ減量化策を検討する場合、まずは排出事業者に対するきめ細かな指導・啓発に取り組み、ごみの減量・適正排出に向け、粘り強く協力を要請しなければなりません。

それとともに、排出事業者が自主的に、ごみの減量化や資源化の促進、適正排出に取り組みやすくするために、市の支援も必要です。

これらのことを踏まえ、以下のとおり具体的な減量化策を実施します。

(1) 啓発・指導

①排出事業者への指導強化

排出事業者に対する、ごみの適正排出、分別の徹底等の指導には、その事業者の廃棄物処理の実態を把握することが重要です。そのため、排出される事業所への立ち入り調査とともに状況に応じた指導が求められます。

また、近年では廃棄物条例で定める海老名市内の多量排出者（年間 12 トン以上又は 1 月 1 トン以上の事業系一般廃棄物を排出）は 100 事業所を超えており、全ての多量排出事業所を指導するには、計画的な実施が必要となります。

そのため、31 年度中に全ての多量排出事業所の訪問指導等を行い、排出状況を確認するとともに、廃棄物条例施行規則で定める「一般廃棄物減量化等計画書」を提出させます。

その後は、各事業所の一般廃棄物減量化等計画書を基に、概ね 3 年に 1 度の計画的な指導を実施します。

なお、今後の指導計画（予定）を以下に示します。

《指導計画（予定）》		
2018 年度（平成 30 年度）	対象 106 事業者中約 15 事業者へ指導（実施済）	} 全事業者 (1 回目)
2019 年度（平成 31 年度）	約 90 事業者へ指導（予定）	
2020 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	} 全事業者 (2 回目)
2021 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	
2022 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	
※以降、各事業者 3 年に 1 度を目安に継続した訪問指導を実施予定		

さらに、収集運搬業者と事業系一般廃棄物処理の契約がなされていない事業所については、状況に応じ、アンケートや訪問調査等により廃棄物の処理状況を確認し、適正排出のための徹底した指導を行います。

②講習会の強化や学習会等の開催

廃棄物を適正に処理するには、廃棄物処理関連法令等に対する知識が必要となります。

そのため、高座清掃施設組合への産業廃棄物（廃プラスチック類）や資源化可能な紙類などの混入を防止するためにも、収集運搬業者及び排出事業者への講習会を強化し、知識の向上を図ります。

特に収集運搬業者に法的知識をより深めてもらうため、2年毎の許可更新は、講習会受講を条件に許可の更新を行うこととします。

また、新たに排出事業者を対象とした学習会等を開催するなど、廃棄物の適正処理の知識向上と併せて廃棄物の減量化・資源化に対する意識を高めていきます。

③事業系ごみ適正処理パンフレットの改定

本市では、収集運搬業者及び排出事業者への啓発を目的に、平成24年4月に「事業系ごみ適正処理パンフレット」を作成しています。

このパンフレットをより解りやすい内容に一新し、今後の指導・啓発のツールとして有効に活用するとともに、それ以降も適宜改定を行います。

具体的には、ごみ量の推移や組成分析の結果、他事業者の優良な取り組み事例を写真やイラストを使って紹介するとともに、収集運搬業者の情報なども掲載することで、ごみの減量化・資源化の必要性や手法が分かり、事業系ごみの減量化に繋がるものと考えます。

また、改定するパンフレットを排出事業者等の指導時や講習会などでテキストとして配布することは勿論のこと、各種団体の協力を得て配布するなど有効活用します。併せて、パンフレットの内容等を広報やHP等に掲載し、広く周知を行います。

④各種団体（商工会議所、飲食店組合、商店街等）との連携

事業者への指導・啓発をより迅速かつ円滑に行うには、商工会議所や飲食店組合、商店街など各種団体の理解と協力が必要です。

市の取り組みに関する周知啓発に当たっては、各種団体と連携しながら取り組むこととします。なお、現時点で考えられる各種団体との連携は表4のとおりです。

表4 各種団体との連携例

団 体	連携例
商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正処理パンフレット等の配布 ・ 事業系ごみ減量化・適正処理に関する啓発 ・ 排出事業者に関する情報収集・啓発
保健福祉事務所	
食品衛生協会	
不動産会社	
飲食店組合	生ごみ処理機補助制度に関するご案内
	食品ロス、食べ残し削減（小盛メニュー作成）へのご協力
商店街	商店街単位でのごみ減量化の取り組み

また、ごみの減量化・資源化への優良な取り組みを実施している事業者を広報等で紹介するなど、事業者側のメリットも考慮したPRを取り入れることも有効な減量化策と考えます。

（２）支援策

①生ごみ処理機購入費等補助制度

厨芥類などの生ごみは、廃棄物の中で唯一自家処理できる品目であり、生ごみ処理機の活用は、ごみの減量化に有効な手法の一つであると考えます。

そのため、海老名市飲食店組合会員を対象に生ごみ処理機アンケート調査を実施した結果、大型生ごみ処理機の利用希望がありました。

ただし、事業所が大型生ごみ処理機を導入するには、設置場所の確保や作業の手間、費用対効果等が重要な判断要素となるため、大型生ごみ処理機を活用した減量化へ取り組みがしやすくなるよう、他市事例も踏まえ、大型生ごみ処理機導入に対する補助等の支援策について検討します。

また、厨芥類の排出量が少ない事業所に対しては、現行の家庭用生ごみ処理機設置補助制度が活用できるので、制度の周知も含め積極的にPRを行います。

②多量排出事業所対策

本市の事業系ごみ量のうち、多量排出事業所から排出されるごみは、全体の約7割を占めており、事業系ごみのさらなる減量化には、多量排出事業所の対策を検討する必要があります。

そのため、多量排出事業所へのアンケートなど十分な聞き取り調査を実施し、多量排出事業所の廃棄物処理の実態を把握するとともに、必要に応じた支援策の検討をします。

③少量排出事業所対策

事業所から排出される事業系一般廃棄物は、その量の多少に関わらず、事業者の責任において、市が許可した収集運搬業者にその処理を依頼しなければなりません。

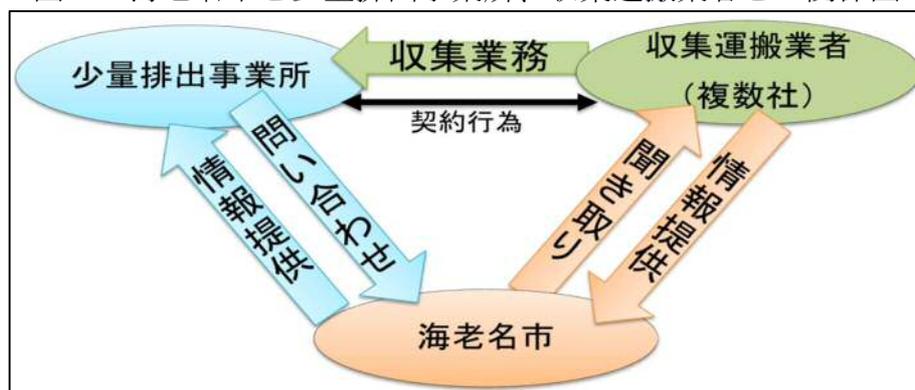
しかしながら、少量排出事業所が収集運搬業者へごみの適正処理を新規依頼する

際、ごみの排出頻度、場所、時間等、排出状況に合った収集運搬業者を探す手間がかかってしまうといった現状があります。

本来、事業者の責務として行う廃棄物の適正処理を促すためにも、少量排出事業所と収集運搬業者を結びつける市の支援も検討する必要があります。

このため、市で収集運搬業者の受託条件（量・品目・時間・エリア・価格等）や、少量排出事業所の排出状況等を把握し、収集を希望する排出事業者に適切な情報提供を行うなど、円滑にごみの処理が行えるような体制の構築を検討します（図6参照）。また、これらの情報を市の指導・啓発にも活用します。

図6 海老名市と少量排出事業所、収集運搬業者との関係図



(3) その他

①高座清掃施設組合処理手数料改定に向けた三市の検討

現在、高座清掃施設組合の事業系一般廃棄物の処理手数料は25円/kgで、県内では高い水準となっています（図7参照）。しかしながら、近年、高座清掃施設組合の処理手数料より高い27円/kgに改定した自治体もあります。

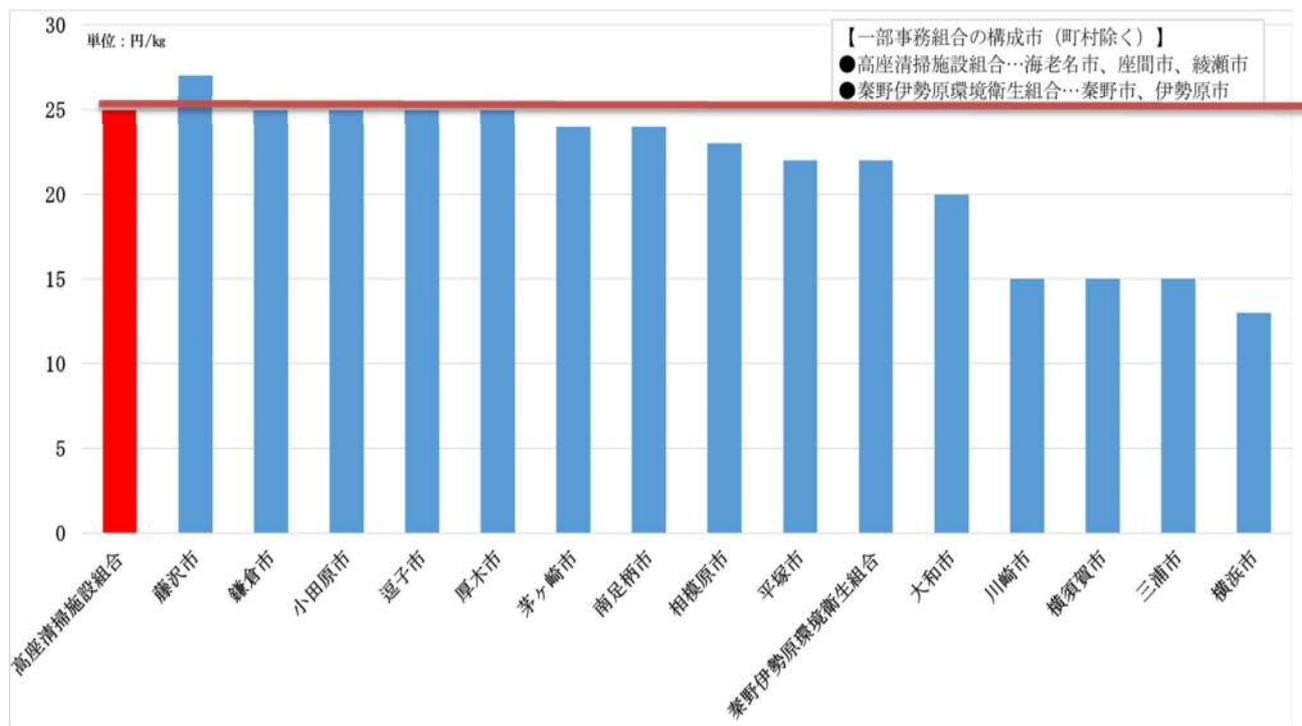
排出事業者にごみ減量に対するインセンティブを与え、分別徹底による民間資源化施設への誘導を図るためには、処理手数料の改定も有効な減量化策の一つと考えます。

処理手数料は高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例で定められているもので、その改定については、高座清掃施設組合・海老名市・座間市・綾瀬市の四者で協議する必要があります。

本市としては、県内自治体だけでなく、ごみ減量化に先進的に取り組む東京都多摩地域の自治体も含め、首都圏での搬入手数料（図8、図9参照）の状況や民間施設における紙やプラスチック類、食品リサイクル費用とのバランス等も参考にしながら、それらを総合的に勘案し、処理手数料改定に向けた検討が必要であると考えます。

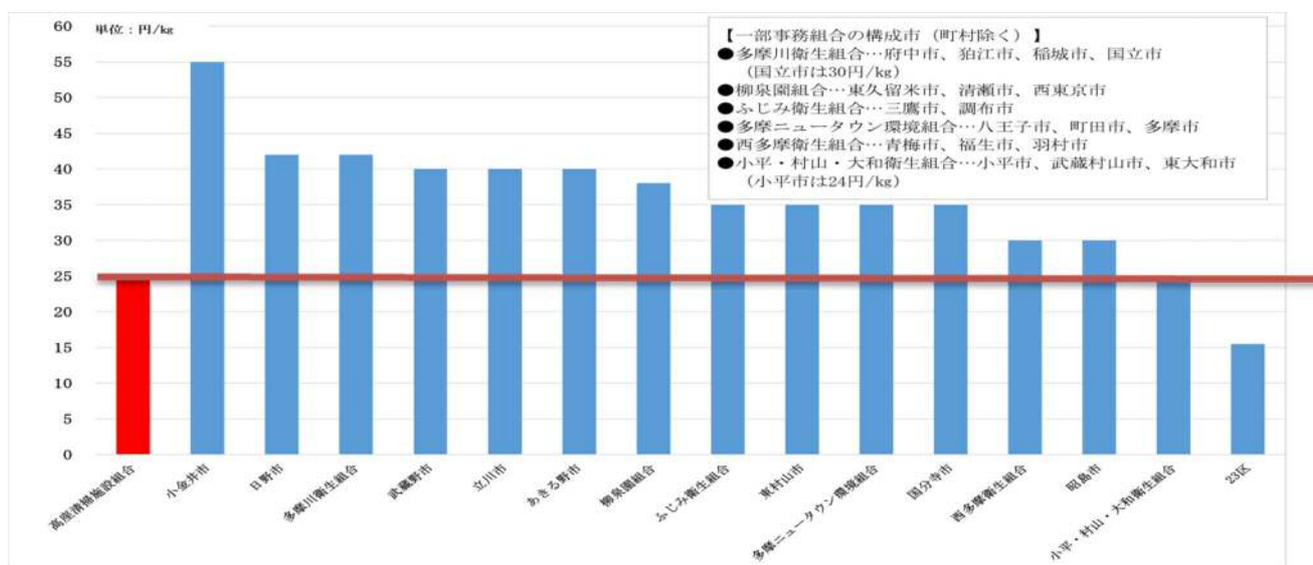
そのため、高座清掃施設組合の構成市で組織する「三市清掃行政連絡協議会」において、検討課題として提起していきます。

図7 神奈川県内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



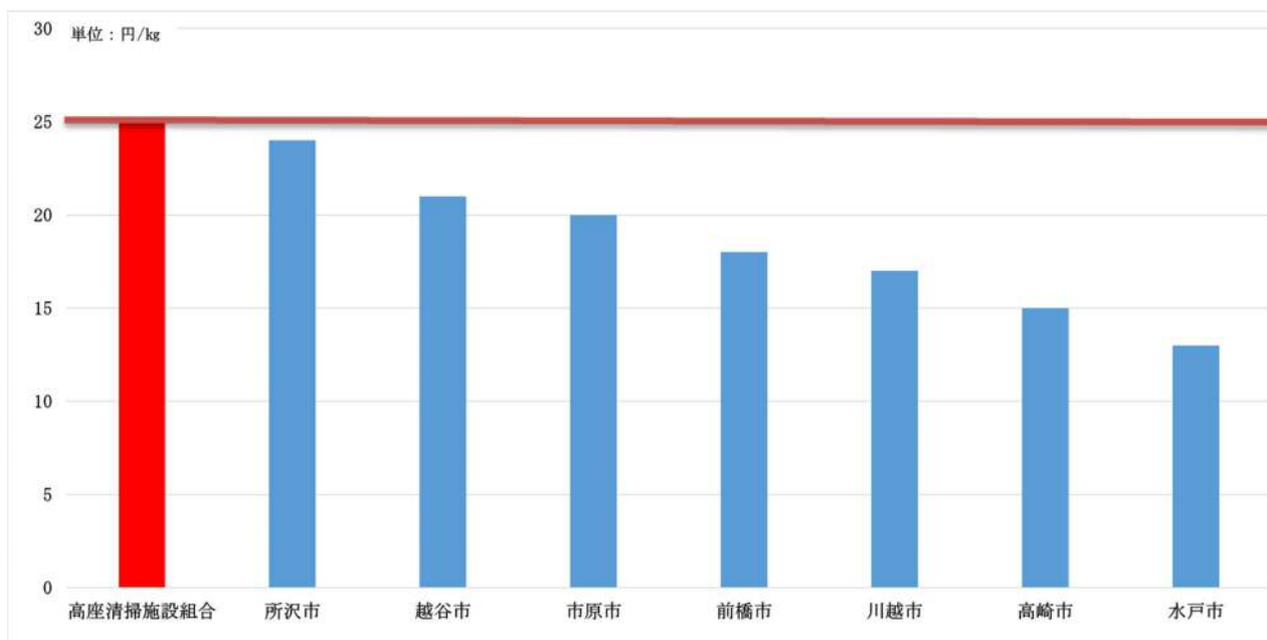
(出典) 神奈川県一般廃棄物処理事業基礎データ調査

図8 東京都内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



(出典) 月刊廃棄物2018年4月号、多摩地域ごみ実態調査（平成29年度統計）

図9 関東エリアの事業系一般廃棄物搬入手数料(人口25~40万人の市から抜粋)



(出典) 月刊廃棄物2018年5月号・10月号

②高座清掃施設組合搬入物検査の強化

高座清掃施設組合では、以前から缶やびんなどの不適物の多量混入により、焼却処理に支障をきたすケースがあったこともあり、平成22年度から缶・びんを対象とする搬入物検査機による検査が行われています。

また、組成分析結果を見ると、本来搬入されてはいけない産業廃棄物（廃プラスチック）の混入も多く見受けられます。

そのため、高座清掃施設組合では、新炉稼働（平成31年4月）に合わせて産業廃棄物の搬入を展開検査で防止できるよう条例改正を行っています。

本市としても、事業系ごみのさらなる減量化のため、高座清掃施設組合の展開検査強化と併せ、相乗効果が得られるよう排出事業者の適正排出指導を強化します。

5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項

(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底

本市では、2019年9月30日（月）より、家庭系ごみの一部有料化とともに戸別収集が導入される予定です。

家庭系ごみの戸別収集に伴い、戸建て住宅にお住まいの方が燃やせるごみを集積所に出すことがなくなります。各事業者が地域のごみ集積所を利用することがないように、周知徹底を図る必要があります。

(2) 外国人経営者等への対応方法

近年では、経営者や従業員が外国人である店舗が多く見受けられます。

廃棄物の適正処理に関する多言語版のパンフレットを作成するなど、指導・啓発の際に理解していただける手法について検討する必要があります。

(3) 効果の検証

今回のごみ減量化策に対する事後評価をする必要があると考えるため、環境審議会において、今後も適正な時期に効果の検証の場を設けることとします。

6 事業系ごみ減量化策の実施時期について

事業系ごみ減量化策の実施時期について、2019年9月30日から実施される家庭系ごみ一部有料化を待つことなく、実施準備が整ったものから速やかに実施します。

なお、各種団体との連携が求められる事業やその他の関係機関との協議・調整が必要な事業に関しては、各機関と調整のうえ、適切な時期を見極めて取り組みます。